

2024年7月

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機のご案内

～ その1本が、未来をつくる。 ～



PMAC 日本私立学校振興・共済事業団
Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan



寄付金付き自動販売機のご案内

1. 若手・女性研究者奨励金の概要	・ ・ ・ ・ ・	3
2. 自動販売機設置による「特典」について	・ ・ ・ ・ ・	5
3. 自動販売機の仕組み	・ ・ ・ ・ ・	6
4. 自動販売機設置までの主な手続き	・ ・ ・ ・ ・	7
5. 自動販売機設置完了から寄付までの主な手続き	・ ・ ・ ・ ・	8
6. 寄付者・寄付金額・寄付方法等について	・ ・ ・ ・ ・	9
7. 自動販売機の“デザイン”について	・ ・ ・ ・ ・	12
8. お問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	13



若手・女性研究者奨励金の概要 ①

毎年7月中旬 公募開始
翌年5月下旬 奨励金交付

次世代を担う若手研究者と女性研究者の「特色ある研究」、「独創的な研究」を支援するため、平成27年度に制度を創設し、30年度から資金を交付しています。

○ 本奨励金の目的

- ◆ 本奨励金は、若手研究者用、女性研究者用の2つで構成され、どちらも奨励金によって実施した研究を通じて、若手研究者や女性研究者が活躍の場を広げ、さらに次世代の担い手として育つことを期待しています。

○ 本奨励金の特色

- ◆ 本奨励金は、私立大学に在籍する若手研究者や女性研究者（助教またはポスト・ドクター、勤続年数10年以内の講師の職にある者。ただし講師については医・歯・薬学部を除く）が**自ら発案し、一人で取り組む、ユニークでチャレンジングな研究**に対して研究の機会を提供するものです。⇒ **スタートアップ支援の要素が強い奨励金**です。
- ◆ 応募については**分野の限定は無く**、基礎研究・応用研究も問いません。
- ◆ 研究実績よりも、研究の**独創性**や研究に対する**熱意・将来性を重視**しています。

○ 本奨励金の対象となる研究者

- ◆ 若手研究者奨励金の対象は年齢39歳以下の研究者。女性研究者奨励金は年齢制限を設けていません。

○ 選考・資金交付について

- ◆ 選考委員会において、「次世代の担い手となる人材を育成する」観点を重視しつつ、**採択基準**により、「**研究の特色・独創性**」、「**将来性・成長性**」、「**研究計画の妥当性**」等を審査します。
- ◆ いずれの奨励金も分野を問わず1人あたり40万円を交付しています（交付にあたっては学校法人を経由します）。



若手・女性研究者奨励金の概要 ②

未来をつくる若手研究者と女性研究者のための “社会一般からの寄付” による研究奨励金制度です

○ 本奨励金の財源について

- ◆ 本奨励金の財源は、奨励金の趣旨に賛同いただいた**企業等法人様や個人の方々からの寄付金により実施をしています。**
⇒ 社会一般からの寄付で実施しているため、国税を財源とし、厳しく成果が求められる科研費等とは異なり自由度が高くなっています。
- ◆ また、大学等に設置していただいている「**寄付金付き自動販売機**」の**売上の一部を寄付金**として受け取り、財源としています。
⇒ 大学業界にも若手・女性研究者の育成にご協力いただいています。
- ◆ なお、本奨励金に対する寄付金は、**特定公益増進法人に対する寄付として税の優遇措置**を受けることが可能です。

○ 寄付金付き自動販売機の設置の目的

- ◆ 広く、本奨励金に対する理解を得ることで、支援の輪を広げます。
- ◆ 若手・女性研究者に対し、本奨励金の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。
- ◆ 購入者に向けて、若手・女性研究者の育成や私立大学等が取り組む「特色ある研究」の情報提供を充実します。

○ 本奨励金のミッション

- ◆ 若手・女性研究者が“社会からの支援により研究に取り組むことができた”ことを実感し、自らの取り組みを社会に還元することで**本奨励金制度が、社会と私立大学等をつなぐ仕組みとなることを期待**しています。
- ◆ 事業団が寄付者様と研究者を奨励金によりつなぐことで、**寄付者様の社会貢献を支援し、「持続可能な社会」の醸成に寄与**します。
- ◆ 寄付者様をはじめ広く社会一般の方々に研究レポート等を公開することで、私立大学等が取り組む「特色ある研究」、「多様な研究」の認知を高め、その研究の中から、**将来のイノベーションにつながる研究が萌芽**することを目指しています（未来への投資）。



自動販売機設置による「特典」について

- 本奨励金は、若手研究者と女性研究者のための“**社会一般からの寄付による**”研究奨励金制度です。
- 私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける個人や企業等法人にご支援をお願いし、寄付金の獲得に努めています。
また、“**若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機**”による**寄付金募集**にも取り組んでいます。
- 寄付金付き自動販売機は、**売上金の一部が本奨励金への寄付金に充てられる自動販売機**です。

～ 寄付金付き自動販売機設置のメリット ～

設置にご協力いただいている学校法人に **寄付者への御礼** として、次の **特典** を設けています。
(内容は見直すことがあります)

- 若手研究者奨励金、女性研究者奨励金 のいずれかについて **応募枠を1枠追加** します。
(学校法人の中に、複数の大学等を設置している場合、設置台数1台につき、いずれか1校に応募枠を1枠追加することができます。1校に応募枠を2枠追加することはできません。)
- 1年間の寄付金額（法人単位）が20万円を超える場合、**さらに1枠追加** します。



設置をご検討いただける際は、私学事業団までご連絡をお願いします。詳細をご案内いたします。
助成部 寄付金課 TEL : 03-3230-7316・7319 ～ 7320
E-mail : kifukin@shigaku.go.jp

制度の概要や
特典については
こちらから ⇒

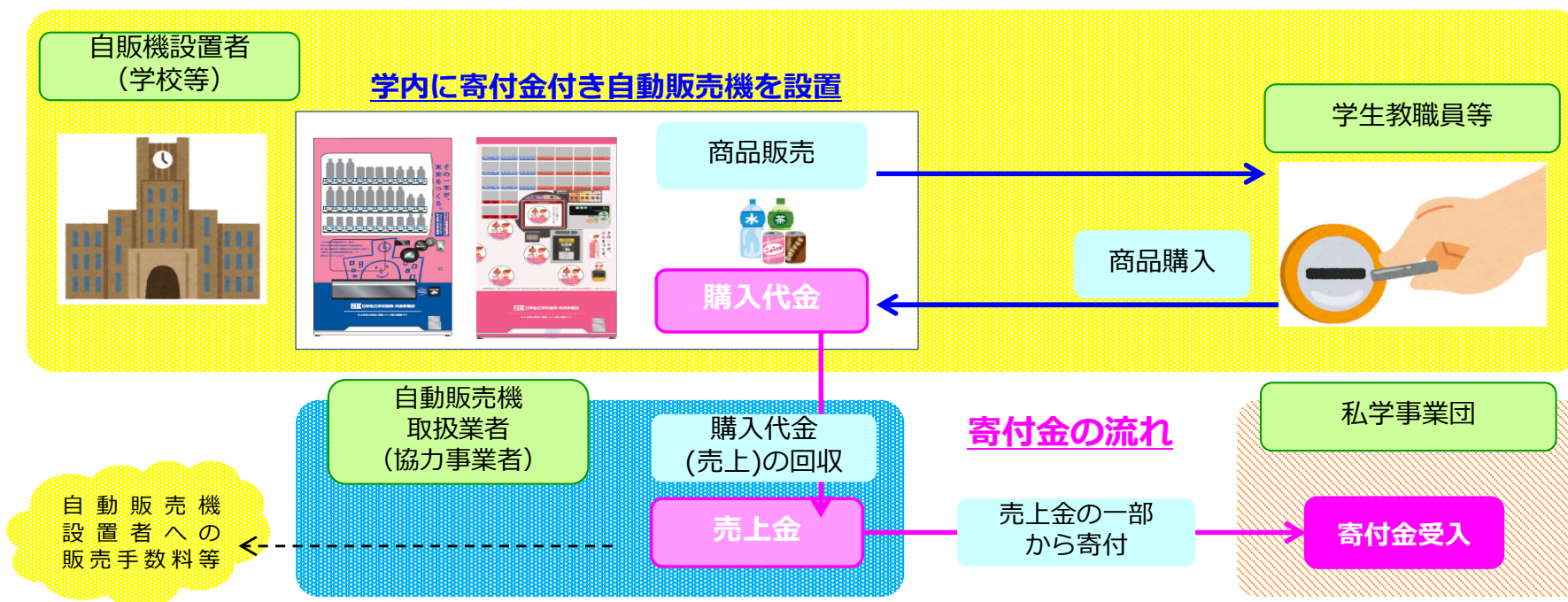




自動販売機の仕組み

○ 寄付金付き自動販売機の概要

- 売上金の一部が本奨励金への寄付金に充てられます。
- 事業団は設置について、事業者2社（令和6年7月1日現在）と協力協定を締結し、協力事業者（7頁参照）として認定しています。
- 販売額や1本あたりの寄付金額等はあらかじめ設定していません。自販機の運用上の費用（電気代の扱い等）と併せて協力事業者と協議することができます。
- 寄付金の集金や事業団への振込等は、協力事業者が代行しますのでお手間はかかりません。
- 新規導入だけでなく、既に設置している自販機を寄付自販機に転換することが可能な場合があります。



自動販売機設置までの主な手続き

STEP 1

設置をご検討いただける際は、最初に私学事業団までご連絡をお願いします。

STEP 2

私学事業団より全体の流れをご説明します。



STEP 3

ご希望の協力事業者を選択

協力事業者（令和6年7月1日現在）

- コカ・コーラ グループ
- 株式会社アベックス

STEP 4

協力事業者と協議

（設置場所、販売価格、手数料、寄付者、寄付金額、寄付方法、自動販売機のデザイン等）

STEP 5

最終判断・決定

（設置の可否、販売価格、手数料、寄付方法、自販機のデザイン等）

STEP 6

契約を締結

（学校法人等（自動販売機設置者）と協力事業者の間で2種類の契約を締結）

- ① 自動販売機設置契約…設置場所、販売価格等の取扱いに関するもの
- ② 寄付金契約…寄付方法、寄付金額、寄付者等の取扱いに関するもの

STEP 7

設置手続き完了



自動販売機設置完了から寄付までの主な手続き

STEP 1

寄付金付き自動販売機の運用を開始

STEP 2

売上金の回収

(協力事業者が、契約等に基づき**売上金**を回収)

STEP 3

寄付金を私学事業団に送金

(協力事業者が売上金から、寄付契約に基づく寄付金を**私学事業団に送金**)

※設置者(学校法人等)が寄付金の算出や振込の手続きを行う必要はありません。

寄付金は、寄付契約に基づき協力事業者が算出し、寄付者名義を明らかにして**私学事業団**に送金します。

STEP 4

寄付金受領書の作成

(設置者が寄付金受領書を必要とする場合は、私学事業団において**寄付金受領書**を作成)

※寄付金受領書は**私学事業団**から**協力事業者**を経由してお渡します。

- 寄付金受領書の必要性については、契約時にご協議ください。
- 寄付金受領書の発行は、原則として税の控除を必要とする場合に限ります。
- 商品購入者を寄付者とした場合(11頁参照)、不特定多数が寄付者となるため受領書は発行いたしません。

STEP 5

寄付金受領書の受領

(設置者は協力事業者より**寄付金受領書**を受け取ってください。)

※**税務申告**に使用できます。



寄付者・寄付金額・寄付方法等について



寄付の方法は

“寄付者を誰にするか？”によって

次の2つの方法から選択できます



ケース1 自動販売機の設置者（学校法人や関連会社等）を寄付者とする場合

※ 10頁参照

ケース2 自動販売機の商品購入者（学生教職員等）を寄付者とする場合

※ 11頁参照

- 契約者が、生協や関連会社、管理会社等となる設置であっても差し支えありません。

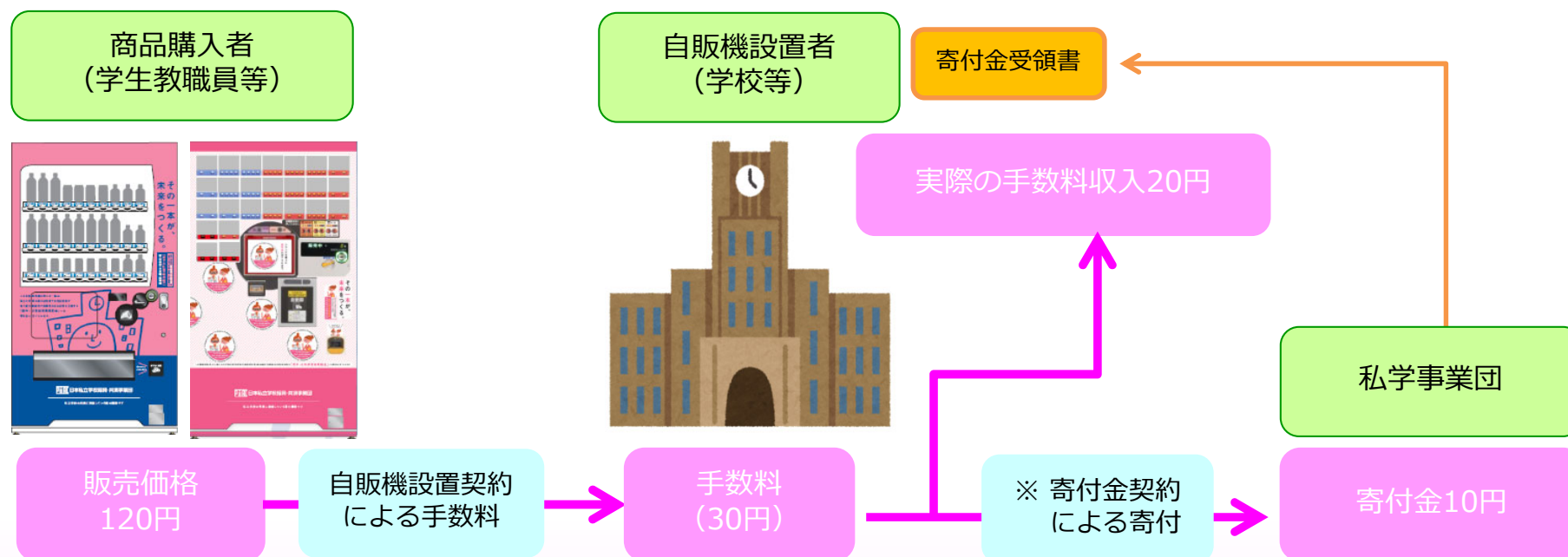
⇒ 寄付者名義に関わらず、設置にご協力いただいた学校法人が設置した自販機としてお取扱いしています。
寄付者御礼等のお取扱いも同様です。実態に合わせて設置者や寄付者名義をご検討ください。

※ 自販機設置の契約と併せて「寄付金取扱いに関する契約」を
自動販売機を取扱う協力事業者と学校法人等の間で必ず締結していただきます。

- 上記以外のケースを検討する必要がある場合は、お手数ですが私学事業団までお問い合わせください。

ケース1：自動販売機設置者（学校法人等）を寄付者とする場合

（自販機設置者の受取手数料の一部を寄付金とするケース）



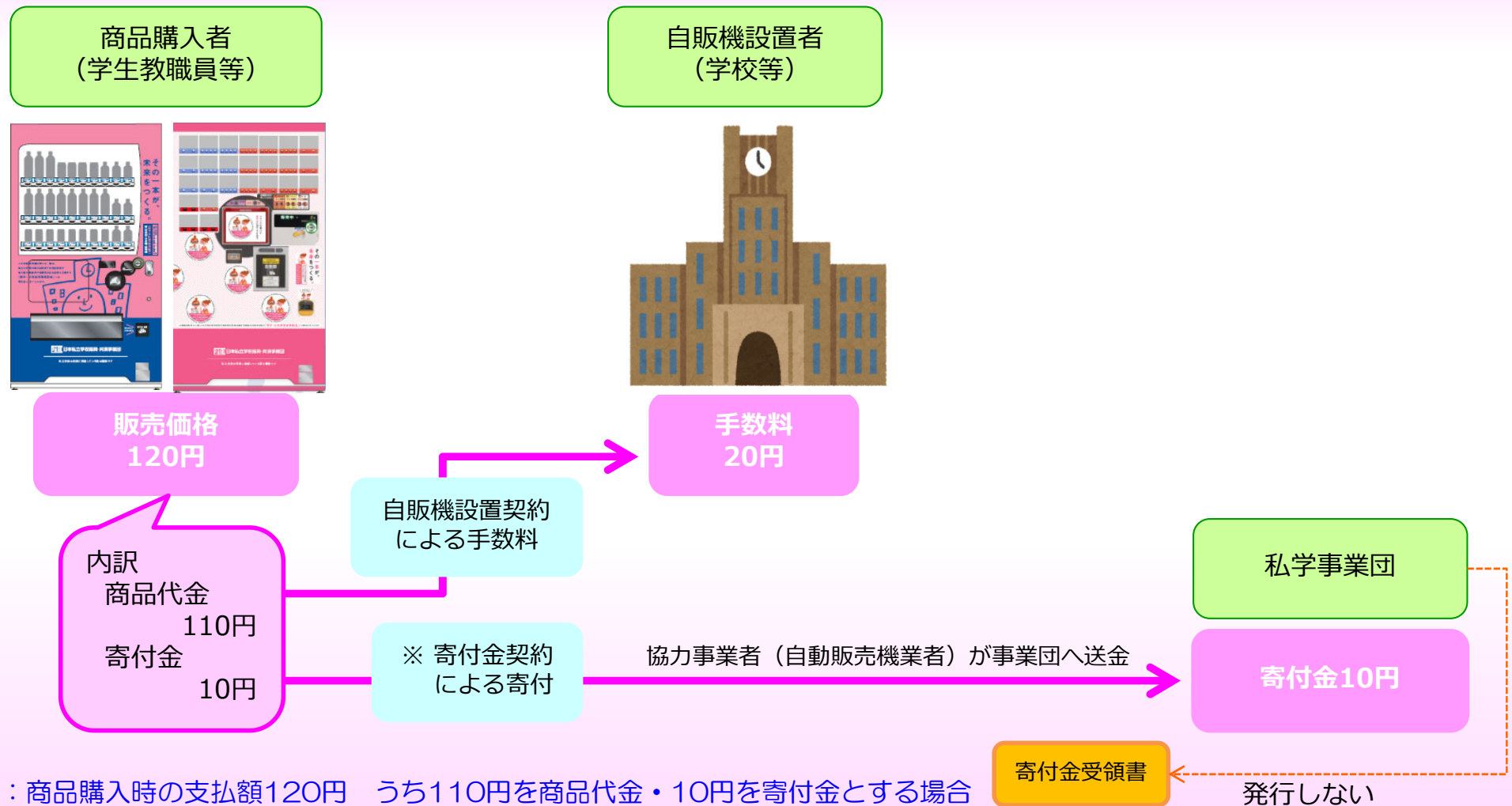
例：手数料が30円 うち10円を寄付金とする場合（※ 販売価格や手数料、寄付額等は契約によります）

※ 寄付者となる自販機設置者は特定公益増進法人に対する寄付として税の優遇措置を受けることが可能です。

※ 自販機設置者には事業団が発行する寄付金受領書をお渡しします。

ケース2：商品購入者（学生教職員等）を寄付者とする場合

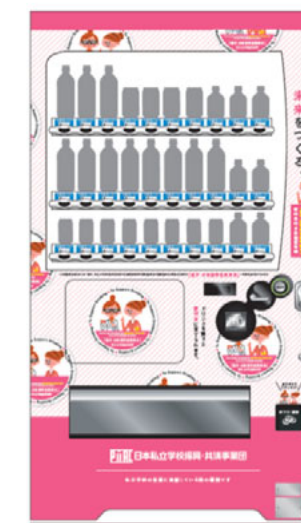
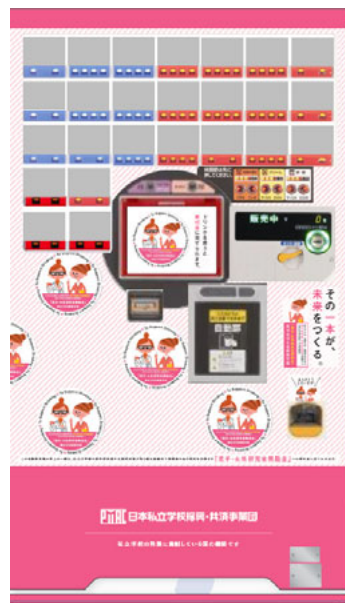
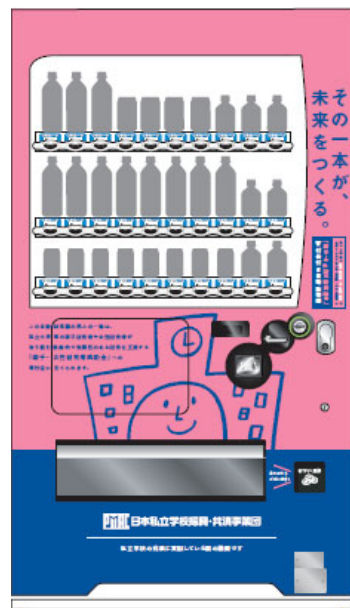
(商品購入者が購入代金から直接、寄付金を支払うケース)



自動販売機の“デザイン”について

寄付金付き自動販売機は

“統一したデザイン” を施工します



- デザインは、2種類のうちからお選びください。
- デザインラッピングの施工費用は、協力事業者が負担いたします。
- 費用や手続きなど、設置者様のご負担はございません。

お問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団

助成部 寄付金課

東京都千代田区富士見1-10-12

T E L : 03-3230-7316・7319～7320

Email : kifukin@shigaku.go.jp



ご協力よろしくお願いいたします

制度の概要は
こちらから ⇒

